

平取町障がい者プラン

令和6年度～令和10年度（第1期）



令和6年4月

平 取 町

目 次

【基本事項】

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景と目的 1
2. 計画の法的根拠と位置づけ 2
3. 計画期間 3
4. 計画の体系 3
5. 計画策定体制 4
6. 計画策定にあたっての見直しのポイント 5

第2章 障がい者（児）の現状

1. 身体障がい者 8
2. 知的障がい者 11
3. 精神障がい者 13
4. 特別な支援を必要としている児童 14

第3章 基本計画

- 1 啓発・広報 16
- 2 生活支援 16
- 3 生活環境 17
- 4 育成・教育 18
- 5 雇用・就業 19
- 6 保健・医療 19
- 7 情報・コミュニケーション 20

第4章 成果目標

1. 施設入所者の地域生活への移行 21
2. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 22
3. 福祉施設から一般就労への移行等 23
4. 障がい児支援の提供体制の整備等 24
5. 相談支援体制の充実・強化等 25
6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 25

第5章 障害福祉サービス等の実施

1. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の体系 26
2. 障害福祉サービス等の見込量 30

第6章 計画の推進に向けて

1. 制度の周知 34
2. 人材の確保・質の向上 34

3. 計画の進行管理	34
------------------	----

参考資料

障害福祉サービス等に関するニーズ調査集計結果	35
子どもの発達・発育に関するアンケート調査集計結果	57

本計画では、「障害者」等の「害」の字の表記について、障がいがある人たちに孤立感や不快感を抱かせる社会の差別や偏見を失くしたいという想いで可能な限り平仮名で表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則等に基づく法律用語や施設名等の固有名詞、医学・学術用語等については、これまでどおり「害」の字を使用しています。このため、本計画では「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の背景と目的

本町の障がい者施策については、第6次平取町総合計画「みんなでつくる、未来へつなぐ。あふれる笑顔、びらとり。」（平成28年度～令和7年度）に掲げる平取町のまちづくりの将来像・方向性を踏まえつつ、これまで町が策定した第2期平取町障がい者計画（平成25年度～令和4年度）・第6期平取町障がい福祉計画（令和3年度～令和5年度）・第2期平取町障がい児福祉計画（令和3年度～令和5年度）に基づき、「障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で自立した社会の一員として、生きがいを持って安心して生活ができるまちづくりを目指して」を基本理念に、障がいを持つ人のために「啓発・広報」「生活支援」「生活環境」「育成・教育」「雇用・就業」「保健・医療」「情報・コミュニケーション」の7つの項目を柱とした総合的かつ計画的に施策を推進してまいりました。現行の計画が令和5年度末で終了を迎えることから、令和6年度からの新たな計画を策定します。なお、策定にあたっては「障がい者計画」・「障がい福祉計画」・「障がい児福祉計画」を一体的に運用し、計画名称を「平取町障がい者プラン」として、令和6年度から新たに策定します。

障害者総合支援法では、地域における共生社会の実現に向けて、障害福祉サービスの充実など、障がいのある人の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための施策を講ずることとされています。

また、平成28年5月に障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正が行われ、障がいのある人が自ら望む地域で暮らすことができるよう生活支援と就労支援の充実や障がいのある子どもへの多様化するニーズに対応するための支援の拡充が図られてきたところです。

本町における令和6年度からの新たな障がい福祉計画については、国が定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」及び「第7期北海道障がい福祉計画の基本的な考え方」を基本に、障害福祉サービス等の利用実績やアンケート調査等を踏まえ、障がいのある方の意向を的確に反映し、地域において必要な「障害福祉サービス」、「相談支援」及び「地域生活支援事業」並びに「障害児通所支援」の各種サービスが計画的に提供されるよう、令和8年度末までの障がい福祉に関する成果目標を設定し、それに伴う活動指標となる各年度のサービス需要を見込み、サービスの提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるものであります。

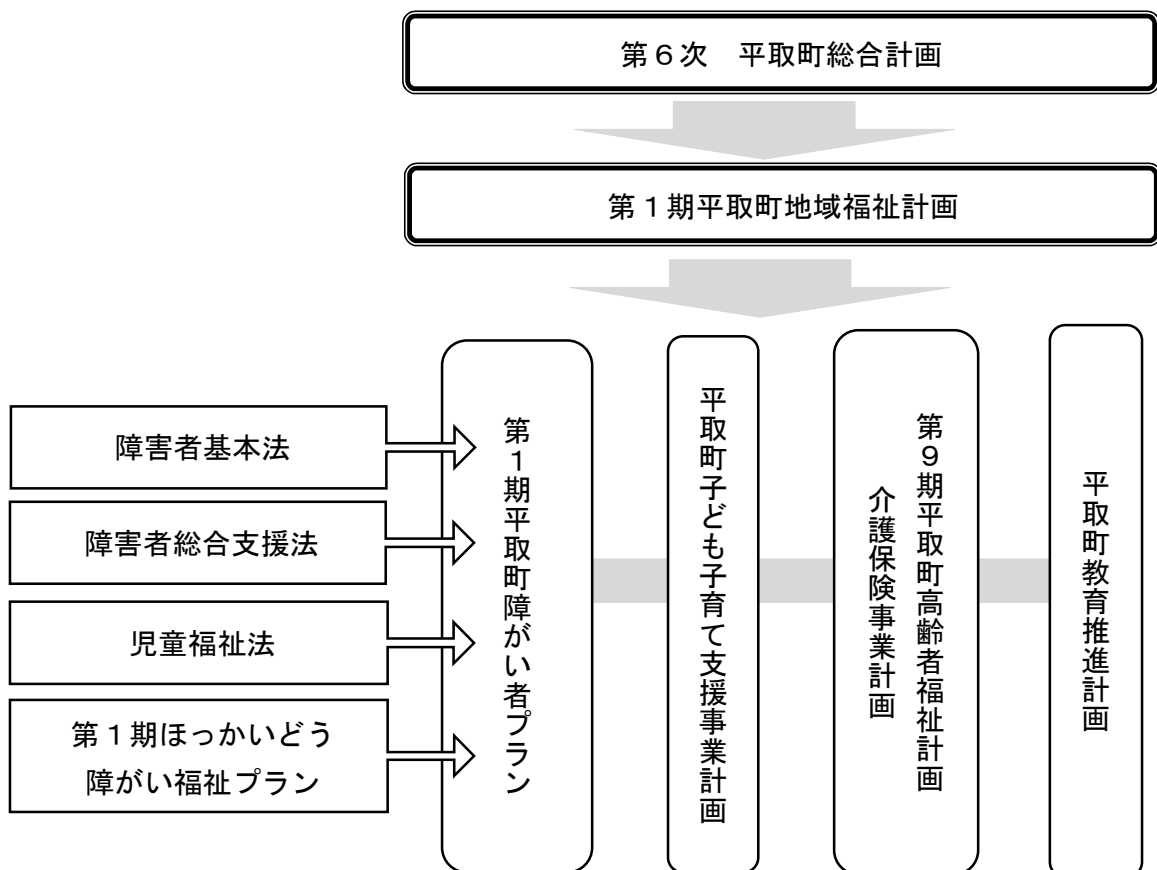
2. 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく「障がい者計画」、障がい者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」及び、児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に策定するものであり、本町における障がい者・障がい児施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

「障がい者計画」は、障がい福祉に関する施策の展開、実施に関する中長期的な方向性を示す基本計画であり、「障がい福祉計画」及び「障がい児福祉計画」は、障害福祉サービスや児童通所支援の提供に関する具体的な見込量やサービスを確保するための方策を示す計画で、「障がい者計画」の実実施計画と位置づけています。

その他に上位計画である「第6次平取町総合計画」や関連計画である「第9期平取町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「平取町子ども・子育て支援事業計画」などとも関連して策定されています。

■平取町の障がい者・障がい児に関する計画の体系



【 関連計画 】

3. 計画期間

統合後の計画期間を令和6年度から令和10年度までの5年間とします。ただし、国や道の施策の動向や社会情勢の変化等に対応する必要がある場合は、計画の見直しを行います。

4. 計画の体系

基本理念

「生涯を通じ生きがいと元気にあふれるまちづくり」

テーマ

「障がいのある人が住み慣れた家庭や地域で自立した社会の一員として、生きがいを持って安心して生活できるまちづくりを目指して」

1 啓発・広報

- (1) 障がいのある人への理解促進
- (2) 障がいのある人への情報提供の充実
- (3) 地域福祉・ボランティア活動の推進

2 生活支援

- (1) 相談支援体制の確保
- (2) 居住の場の確保
- (3) 障害福祉サービス・地域生活支援事業等の充実
 - ① 居宅サービスの充実
 - ② 社会参加の促進
 - ③ 地域生活を支えるサービス基盤の充実

3 生活環境

- (1) 住まいの整備
- (2) 移動・交通、公共施設のバリアフリー化の推進
- (3) 防災、防犯対策の推進

4 育成・教育

- (1) 発達支援の充実
- (2) 学校教育との連携

5 雇用・就業

- (1) 雇用の促進
- (2) 福祉的就労の場の確保

6 保健・医療

- (1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療
- (2) 適切な保健・医療
- (3) 精神障がい者の退院促進

7 情報・コミュニケーション

- (1) コミュニケーション支援の推進

5. 計画策定体制

(1) 策定委員会の設置

計画の策定を行うにあたり、障がい者団体や障害福祉サービス事業者など関係する団体等の代表者で構成する「平取町障がい者計画及び平取町障がい福祉計画策定委員会」を設置し、令和10年度までの障害福祉サービス等見込み量、目標数値、事業量の確保策等について検討していきます。

(2) アンケート調査の実施

計画策定に先立ち、障がい者の生活状況や障害福祉サービス等をはじめ、各種障がい者福祉施策に対する意見等を把握するため、郵送によるアンケート調査を行い、計画を策定するための参考とします。

【障がいのある方を対象に】

- ①調査の目的 障害者基本法の基本理念に即し、障害者総合支援法に基づく平取町障がい福祉計画の策定を行うため、障害福祉サービス等に関する障がい当事者の生活全般に関わる実態や障害福祉サービスの利用状況、利用意向等を把握すると共に、地域の特性や実情に応じた計画策定の基礎データとします。
- ②調査名 障害福祉サービス等に関するニーズ調査
- ③対象者 町障害福祉サービス及び日常生活用具給付事業を利用している者
73人
- ④調査期間 令和6年1月31日～令和6年2月12日
- ⑤調査方法 郵送によるニーズ調査
- ⑥回収結果 44サンプル 60%

【発育・発達に不安のある児童の保護者を対象に】

- ①調査の目的 障害者基本法の基本理念に即し、児童福祉法に基づく平取町障がい児福祉計画の策定を行うため、発育・発達に不安のある児童への発達支援や療育訓練、特別な支援が必要な児童への教育を充実させていくために、保護者の意向等を把握し、計画策定の基礎データとします。
- ②調査名 子どもの発育・発達に関するアンケート調査
- ③対象者 町子ども発達支援センターを利用している児童の保護者22人
- ④調査期間 令和6年1月31日～令和6年2月12日
- ⑤調査方法 郵送によるアンケート調査
- ⑥回収結果 7サンプル 32%

6. 計画策定にあたっての見直しのポイント

平取町障がい者プランの策定にあたっては、国が示した基本指針及び北海道の計画推進に向けた基本的な考え方に基づき、次のとおり見直しのポイントを踏まえ、かつ、地域の実情に即したものを策定することとします。

国の基本指針

- (1) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・ 重度障害者等への支援に係る記載の拡充
 - ・ 障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
- (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・ 精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
 - ・ 医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
- (3) 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・ 一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
 - ・ 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
- (4) 障害児サービス提供体制の計画的な構築
 - ・ 児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
 - ・ 障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
 - ・ 医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
 - ・ 聴覚障害児への早期支援の推進の拡充
- (5) 発達障害者等支援の一層の充実について
 - ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
 - ・ 発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進
- (6) 相談支援体制の充実・強化等
 - ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
 - ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設
- (7) 障害者等に対する虐待の防止
 - ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
 - ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設
- (8) 「地域共生社会」の実現に向けた取組
 - ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
- (9) 障害福祉サービス等の質の向上
 - ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

- (10) 障害福祉人材の確保
 - ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
 - ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修終了者数等を活動指標に追加
- (11) よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
 - ・障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
 - ・市町村内により細やかな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進
- (12) 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
 - ・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の要請等の促進に係る記載の新設
- (13) 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
 - ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
 - ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
- (14) その他：地方分権提案に対する対応
 - ・計画期間の柔軟化
 - ・サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

北海道の基本的な考え方

- (1) 北海道障がい者条例の施策の推進

障がいがあっても安心して地域で暮らすことができる社会づくりを目指し、障がいのある人の権利擁護の推進と暮らしやすい地域づくりや就労支援を推進するため、各種施策の取り組みを進めます。
- (2) 権利擁護の推進

北海道障がい者条例や障害者虐待防止法及び障害者差別解消法に則して、虐待や差別の解消に取り組むなど、より一層、権利擁護を推進します。
- (3) 地域生活支援体制の充実

施設入所者の意向を把握し、受入地域と施設との連携や地域生活移行後のフォローについて関係者との連携を図り、退所可能な方々の地域生活への移行促進を図るほか、道と市町村の役割分担による相談支援体制の整備や、障がいのある人が生きがいを持って生活できるよう社会参加の促進に努めます。

また、乳幼児期や学齢期、就労期、高齢期といったライフサイクルを通じた一貫した支援ができるよう関係機関等の連携による取組や在宅で生活する障がいのある人の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた親が亡くなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を促進します。
- (4) 北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進

障がいのある人に対する意思疎通手段の確保や意思疎通支援者の養成・派遣等を行い、障がいのある人が障がいのない人と実質的に同等の情報を得られるよう

にする情報保障の確保を図ります。

また、手話が独自の体系を持つ言語であることについて、広く道民への普及啓発を進めるほか、手話を習得するための必要な支援を行います。

(5) サービス提供基盤の整備

市町村や事業所への助言等を行い、圏域ごとにサービスの整備量を調整しながら、地域間の均衡に配慮した計画的な基盤整備を行い、地域間格差の縮小に努めます。

また、広域・分散である北海道の地域特性を踏まえ、より身近な地域で障がいのある人を支援する資源を確保するため、障がい者施策と高齢者施策など他の福祉施策と連携した共生型事業等の取組を推進します。

(6) 障がい児支援の充実

発達の遅れや障がいのある子どもに対する相談支援、通所支援、入所支援等のサービス提供体制の整備や重層的な地域支援体制の構築、地域社会への参加・包容を推進し、子どもと家族へのより一層の支援体制の充実を図ることとしています。

(7) 発達障がいのある人や医療を必要とする人等への支援

発達障がいのある人やその家族への支援が推進されるよう、また、重症心身障がいや医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等が身近な地域において必要な支援が提供されるよう、関係機関が連携を図り、地域の支援体制の充実を図ります。

(8) 精神保健福祉・医療施策の充実

精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築します。

(9) 就労支援施策の充実・強化

障がいがあっても、いきいきと働くことができるよう、企業等の取組を支援するなど、社会全体で応援する体制づくりを進めながら、就労機会の拡大や定着支援、さらに工賃水準の向上に向けた取組を推進します。

(10) 多様な人材の確保・養成及びサービスの質の向上

サービスの利用相談や計画策定を担う相談支援専門員やサービス管理責任者等の養成を行うとともに、サービスの提供に直接必要な人材の確保に努めます。

(11) 安全確保に備えた地域づくりの推進

市町村や関係団体と連携を図り、災害時はもとより日常的に障がいのある方々の安全確保を推進するため、地域住民などとの共生による支援体制づくりを推進します。

第2章 障がい者（児）の現状

1. 身体障がい者

身体障害者手帳の所持者数は、令和5年3月31日現在で294人となっており、平成30年度と比較しますと92人減少、総人口に対する割合でも1.3%減少しております。

所持者のうち、65歳以上の高齢者は242人と減少しておりますが、全体の82.4%と大きな割合を占めております（表1-1）。

障害等級については、1・2級の重度者が42人減少しておりますが、手帳所持者の割合に換算しますと、ほぼ横ばいで推移している傾向であります（表1-2）。

また、障害区分では、肢体不自由の方が全体の64.6%と大きく占めております（表1-3）。

表1-1 平取町の総人口と身体障害者手帳所持者数の推移

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総人口A	4,976人	4,863人	4,712人	4,601人	4,553人
手帳所持者数B	386人	350人	335人	314人	294人
B/A	7.8%	7.2%	7.1%	6.8%	6.5%
65歳以上C	307人	280人	273人	253人	242人
C/B	79.5%	80.0%	81.5%	80.6%	82.4%
65歳未満D	79人	70人	62人	61人	52人
D/B	20.5%	20.0%	18.5%	19.4%	17.7%

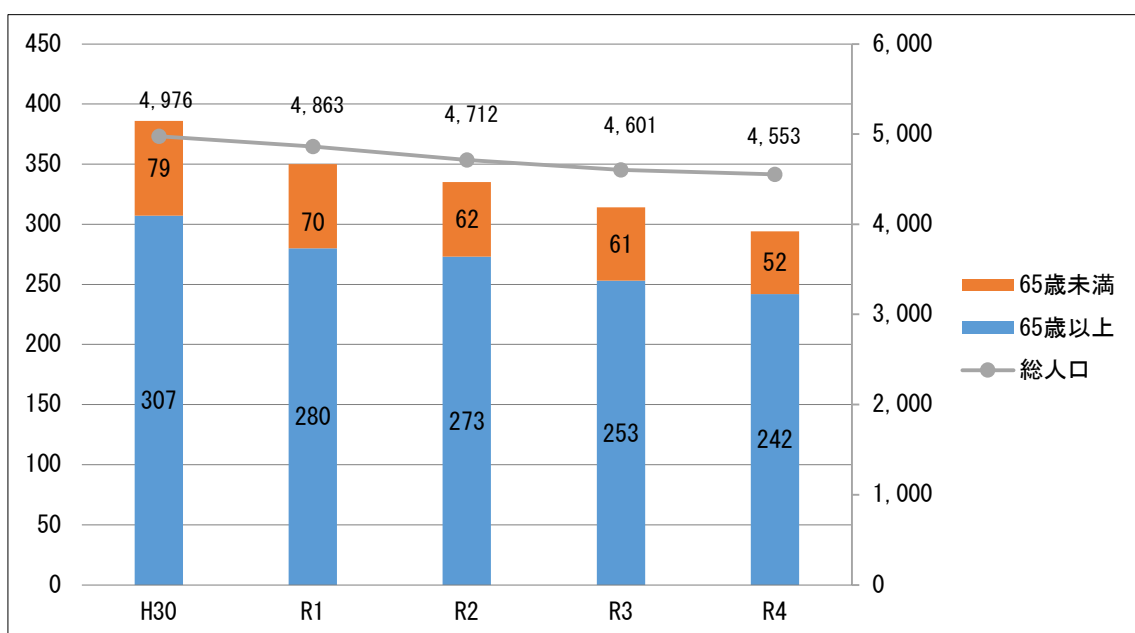


表 1 - 2 身体障害者手帳所持者数（等級別）の推移

障害等級	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
1 級	104 人 26.9%	93 人 26.6%	89 人 26.6%	82 人 26.1%	73 人 24.8%
2 級	39 人 10.1%	37 人 10.6%	35 人 10.4%	29 人 9.2%	28 人 9.5%
3 級	63 人 16.3%	54 人 15.4%	51 人 15.2%	46 人 14.7%	45 人 15.3%
4 級	108 人 28.0%	99 人 28.3%	97 人 29.0%	94 人 29.9%	88 人 30.0%
5 級	50 人 13.0%	45 人 12.8%	43 人 12.8%	44 人 14.0%	42 人 14.3%
6 級	22 人 5.7%	22 人 6.3%	20 人 6.0%	19 人 6.1%	18 人 6.1%

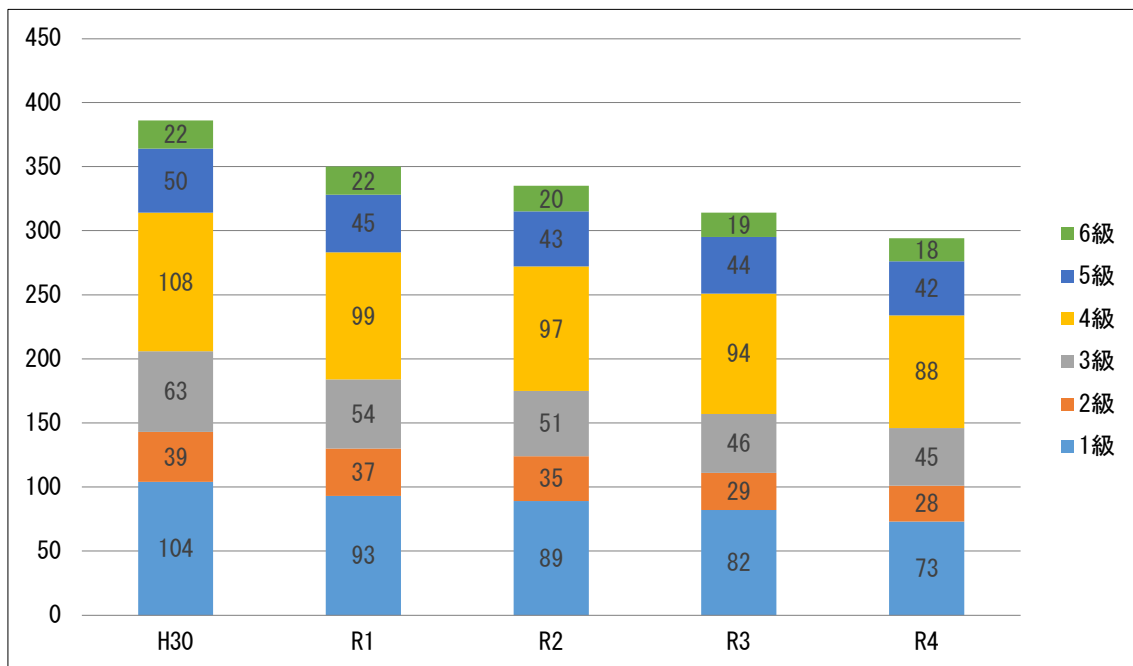
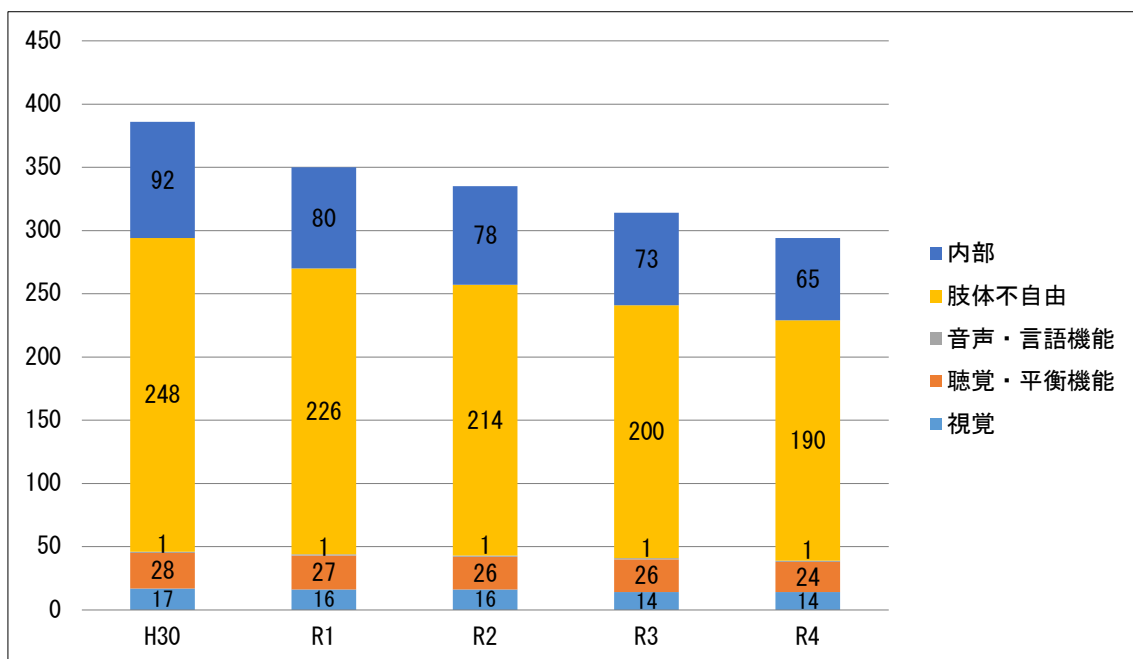


表 1 - 3 身体障害者手帳所持者（障害区分別）の推移

障害区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
視覚障害	17 人 4.4%	16 人 4.6%	16 人 4.7%	14 人 4.5%	14 人 4.8%
聴覚・平衡機能障害	28 人 7.3%	27 人 7.7%	26 人 7.8%	26 人 8.3%	24 人 8.2%
音声・言語機能障害	1 人 0.3%	1 人 0.3%	1 人 0.3%	1 人 0.3%	1 人 0.3%
肢体不自由	248 人 64.2%	226 人 64.5%	214 人 63.9%	200 人 63.7%	190 人 64.6%
内部障害	92 人 23.8%	80 人 22.9%	78 人 23.3%	73 人 23.2%	65 人 22.1%



2. 知的障がい者

療育手帳の所持者は、令和5年3月31日現在で54人となっており、平成30年度と比較しますと、横ばいで推移しております。判定状況については、手帳所持者の割合に換算しますと、B判定の方の割合が増加しております（表2-1）。

年齢については、年齢を問わず減少している傾向にあります（表2-2）。

表2-1 療育手帳所持者数（判定別）の推移

判定区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A判定	22人 40.7%	21人 41.2%	19人 37.3%	19人 37.3%	21人 38.9%
B判定	32人 59.3%	30人 58.8%	32人 62.7%	32人 62.7%	33人 61.1%
総数	54人	51人	51人	51人	54人

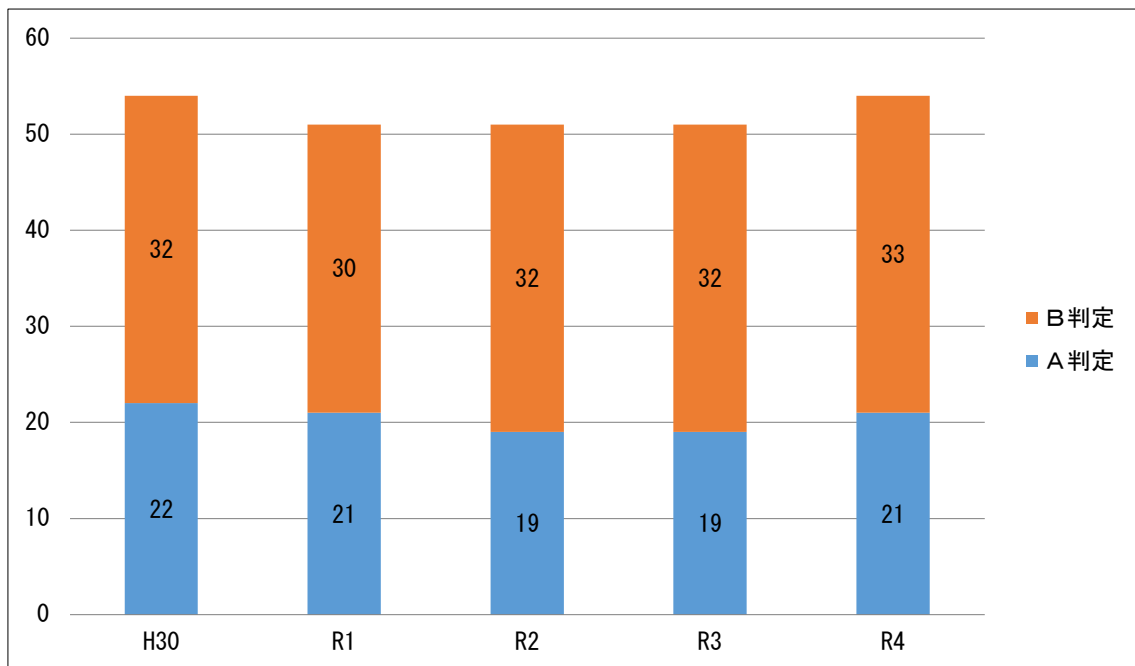
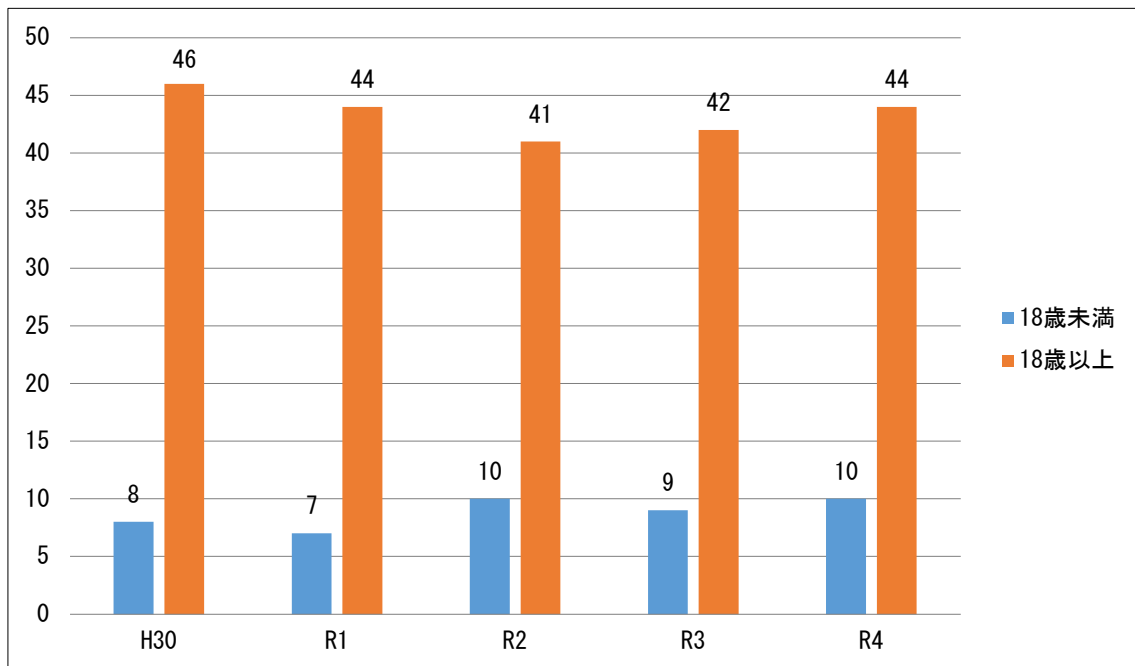


表 2 - 2 療育手帳所持者（児・者別）の推移

年齢区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
18 歳未満	8 人 14.8%	7 人 13.7%	10 人 19.6%	9 人 17.6%	10 人 18.5%
18 歳以上	46 人 85.2%	44 人 86.3%	41 人 80.4%	42 人 82.4%	44 人 81.5%



3. 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、令和5年3月31日現在で16人となっており、平成30年度と比較しますと、3人の減少となっております（表3-1）。

また、精神障害通院医療費公費負担患者は、令和4年度で41人となり、平成30年度から20人の減少となっております（表3-2）。

表3-1 精神障害保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移

障害等級	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
1 級	1人 5.3%	1人 5.5%	1人 5.9%	1人 5.6%	0人 0%
2 級	14人 73.7%	14人 77.8%	13人 76.5%	13人 72.2%	12人 75.0%
3 級	4人 21.0%	3人 16.7%	3人 17.6%	4人 22.2%	4人 25.0%
総 数	19人	18人	17人	18人	16人

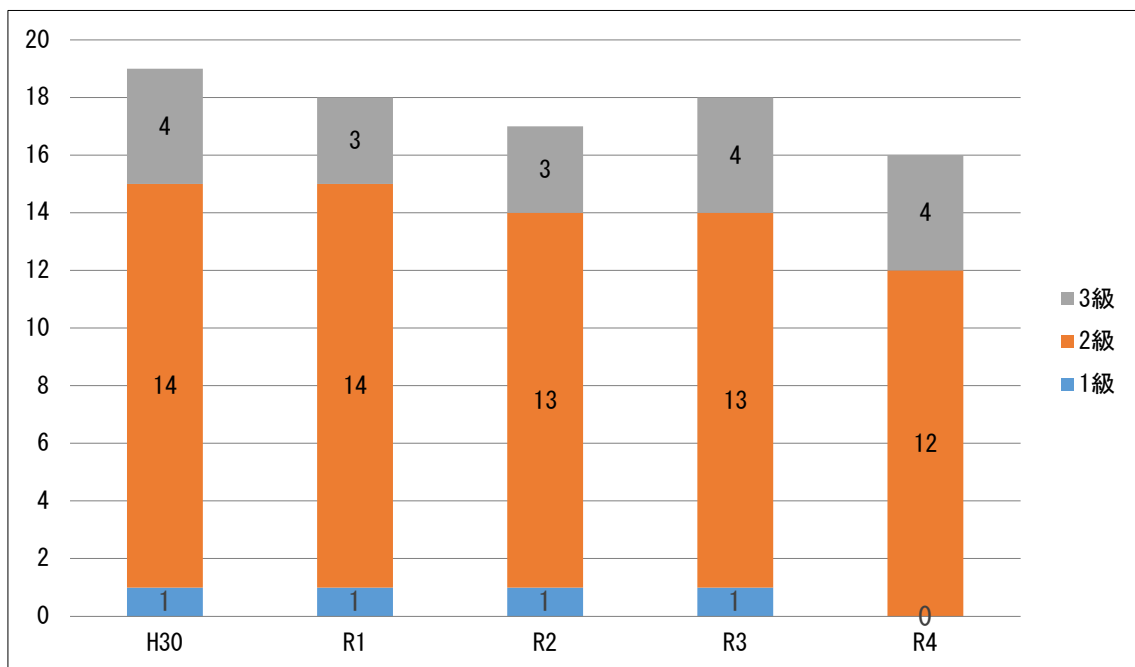


表3-2 精神障害通院医療費公費負担患者数の推移

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
通院患者数	61人	58人	53人	51人	41人

4. 特別な支援を必要としている児童

子ども発達支援センターを利用する児童は、令和4年4月1日現在で21人となっており、平成30年度と比較しますと、8人の減少となっております（表4-1）。

また、センターを利用する児童の障がい種別では、ほぼ横ばいで推移している傾向であります（表4-2）。

表4-1 障がい児通所・入所事業所を利用する児童数の推移

利用区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
児童発達支援	11人	8人	5人	5人	3人
放課後等 デイサービス	18人	18人	20人	20人	18人
計	29人	26人	25人	25人	21人

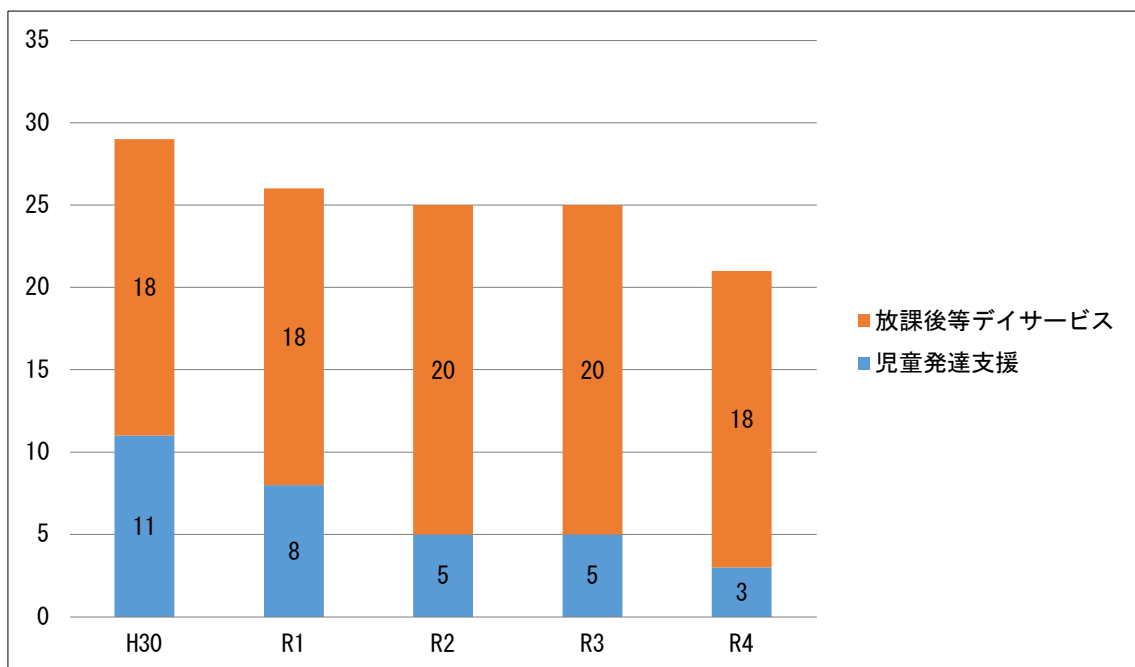
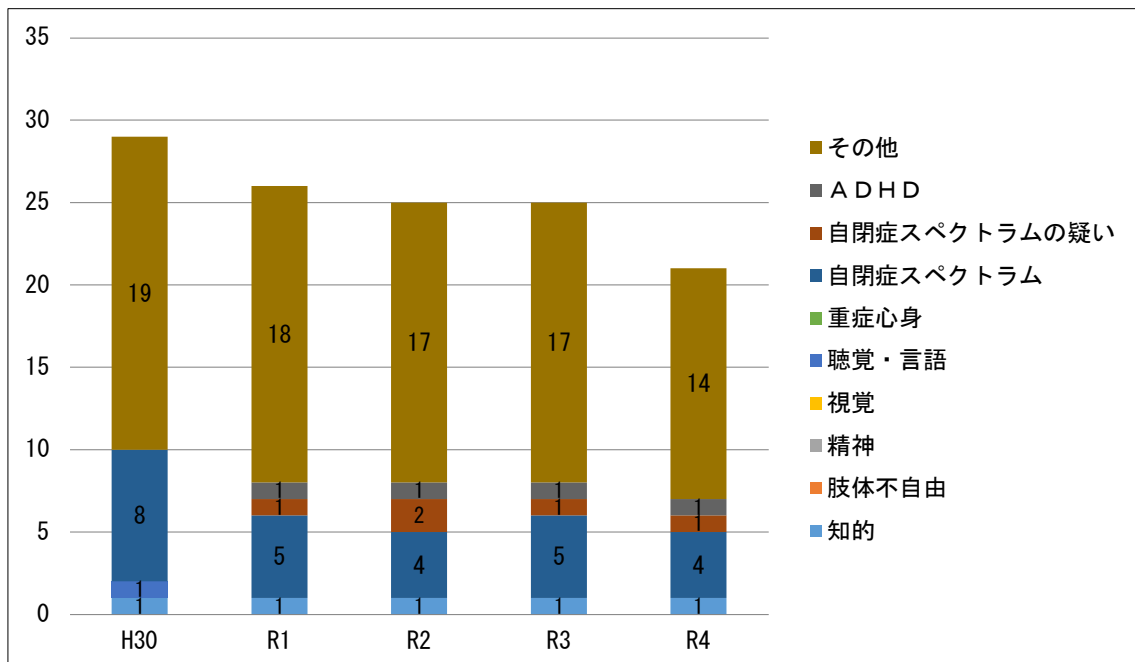


表 4-2 障がい児通所・入所事業所を利用する児童の障がい種別内訳の推移

障がい種別	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
知的障害	1 人	1 人	1 人	1 人	1 人
肢体不自由	人	人	人	人	人
精神障害（知的障害・発達障害を除く）	人	人	人	人	人
視覚障害	人	人	人	人	人
聴覚障害・言語障害	1 人	人	人	人	人
重症心身障害	人	人	人	人	人
自閉症スペクトラム障害	8 人	5 人	4 人	5 人	4 人
自閉症スペクトラム障害の疑い	人	1 人	2 人	1 人	1 人
A D H D	人	1 人	1 人	1 人	1 人
その他	19 人	18 人	17 人	17 人	14 人
計	29 人	26 人	25 人	25 人	21 人



第3章 基本計画

1. 啓発・広報

(1) 障がいのある人への理解促進

- ふれあい広場などの事業を通じ、障がいのある人とない人とが相互に交流し理解を深める機会の充実に努めます。
- 「広報びらとり」・「まちだより」や「社協だより」などを活用した啓発広報活動の充実に努めます。
- 「障害者週間」(12月3日～12月9日)の関連事業を関係団体との連携により実施し、障がいのある人に対する住民の理解促進に努めます。
- 障がいや障がいのある人に対する差別、偏見を助長する言葉や不適切な表現が使用されないよう啓発、指導に努めます。

(2) 障がいのある人への情報提供の充実

- 「広報びらとり」・「まちだより」や「社協だより」などを活用し、情報提供の充実に努めます。
- 制度概要などは分かり易いものに配慮し、役場窓口以外にも、病院や福祉サービス事業所など身近な場所にも設置するよう努めます。

(3) 地域福祉・ボランティア活動の推進

- ボランティア活動に関する様々な相談や登録、斡旋などを行うボランティアセンター(社会福祉協議会)の機能の充実に努めます。
- ボランティアの育成と発掘及び障がいのある人自らが参加する機会の充実を行うほか、ボランティアリーダーの養成に努めます。
- ボランティア活動に対する情報提供の充実や場所の確保など、活動の支援に努めます。

2. 生活支援

(1) 相談支援体制の確保

- 障がいのある人や家族から寄せられる様々な相談等に総合的に対応するため、総合相談窓口を設置し、各サービス実施機関、相談機関等とのネットワーク化やケアマネジメント機能の充実に努めます。

また、障がいのある人や家族が、身近な地域において専門的な相談支援が受けられるよう努めます。

(2) 居住の場の確保

- グループホーム等の整備を促進し、障がいのある人の居住の場の確保に努めます。
- 障がいのある人が賃貸住宅などの生活の場を確保できるよう、入居受け入れについて、住宅所有者等の理解が促進されるよう努めます。

(3) 障害福祉サービス・地域生活支援事業等の充実

①居宅サービスの充実

- 障がいのある人が住み慣れた地域において在宅生活を送ることができ、あわせて家族の介護等の負担を軽減するため、保健・医療・福祉に係る在宅のサービスの一層の充実に努めます。
- 介護及び家事援助を行うホームヘルパーの派遣について、計画的な増員など、障がいの状態や家族のニーズに柔軟に対応できる体制の充実に努めます。

②社会参加の促進

- 視覚・聴覚障がい者等との意思疎通を円滑に行うことができるよう、手話通訳者などの派遣事業の促進に努めます。
- スポーツ・レクリエーション活動及び文化活動の振興に努めます。
- 障がいのある人自らの社会参加を促進するため、社会参加活動に関する相談や情報の提供に努めます。

③地域生活を支えるサービス基盤の充実

- 障がいのある人が必要なサービスを利用しながら、地域での生活を継続させるため、入所施設の有する人材、ノウハウなどを活用する取り組みに努めます。
- 高齢化の進展などにより、介護や医療的ケアを必要とする障がいのある人が増加しており、国の制度見直しに合わせ、障がいのある人の高齢化、重度化に対応した取り組みに努めます。
- 障がいのある利用者一人ひとりの意向や障がい特性などに応じた良質なサービスが提供されるよう、サービスの質の向上に向けた取り組みに努めます。

3. 生活環境

(1) 住まいの整備

- 障がいのある人の生活に配慮した住宅等の整備を促進し、地域での自立生活や社会復帰の促進に努めます。
- 町営住宅の建設・建て替えにあたっては、段差の解消や手すりの設置など、障がいのある人や高齢者の利用に配慮した整備に努めます。
- 障がいのある人が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができるよう、関係機関との連携により、住宅改善に関する相談支援体制の整備に努めます。
- 障がいのある人の生活の利便性を高めるため、入浴補助用具や住宅内の手すりなどの日常生活用具の利用促進に努めます。

(2) 移動・交通、公共施設のバリアフリー化の推進

- 障がいのある人が住み慣れた地域の中で快適に生活できるよう、多くの人々が利用する公共的な建物や道路などの生活環境のバリアフリー化を促進するとともに、安全な暮らしの確保に努めます。
- 役場庁舎、公民館、体育館など公共施設について、出入り口、廊下、トイレ、駐車場など障がいのある人に配慮した整備に努めます。
- 障がいのある人にとって、安全で快適な歩行空間を確保するため、幅の広い歩道の整備、段差の解消、点字誘導ブロックの設置、階段のスロープ化に努めます。
- 冬期間における移動や生活への安心感の確保のため、除雪サービスの充実に努めます。
- 福祉バスの運行やハイヤー利用助成など、移動支援策の充実に努めます。

(3) 防災、防犯対策の推進

- 町広報誌等により、障がいのある人に対策する防犯・防災知識の普及や情報提供の充実に努めます。
- 障がいのある人が安心して暮らせる環境を確保するため、火災や地震などの災害時に地域住民が協力して防災活動を行えるように、住民自主防災組織の設置促進に努めます。
- 障がいのため判断能力の不十分な人等が、犯罪に遭わないように、関係機関等との連携に努めます。

4. 育成・教育

(1) 発達支援の充実

- 障がいのある子どもや家族が、日常的に必要な相談・指導を受けられるよう、発達支援の拠点である平取町子ども発達支援センターの機能の充実に努めます。
- 専門性の高い発達支援ニーズに対応するため、専門支援機関等の関係機関との連携強化に努めます。

(2) 学校教育との連携

- 障がいのある児童・生徒や保護者の意向及び障がいの状況等を踏まえ、適切な就学相談や就学指導の充実に努めます。
- 義務教育終了後の障がいのある生徒の進路が確保させるよう、関係機関と一層の連携を図り、進路指導の充実に努めます。
- 障がいのある児童・生徒一人ひとりが、障がいの程度や特性に応じた教育を受けられるよう教育環境の整備に努めます。
- 障がい児教育に携わる教育関係職員の一層の資質向上を図るため、研修体制の充実に努めます。
- 学校間ではもとより、学校と保育所や平取町子ども発達支援センター等の関係機関

との間で個別の教育支援計画等の引き継ぎが円滑に行われるよう、相互の連携に努めます。

5. 雇用・就業

(1) 雇用の促進

- 障がいのある人がその適正と能力に応じて、可能な限り雇用の場に就き、職業を通じて社会的な自立や社会参加ができるよう、働く場の確保と条件整備に努めます。
- ハローワーク等関係機関と連携を図り、就労を希望する人への職業相談、職業訓練、職業紹介など、就労支援に努めます。

(2) 福祉的就労の場の確保

- 一般企業等への就労が困難な人のための福祉的就労の場を確保し、労働や活動の機会の拡充に努めます。
- 障がいのある人が住み慣れた地域において福祉的就労の場を確保できるよう、授産施設等の運営支援の充実に努めます。
- 販売スペースの提供など授産製品等の販路拡大等に向けた取り組みに努めます。

6. 保健・医療

(1) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

- 障がいの原因となる疾病の予防と早期発見のため、乳幼児から高齢者に至るまでの各ライフステージに応じた各種健康診査、保健支援・相談等の充実に努めます。
- 妊産婦や新生児・未熟児に対する相談指導、発育・発達の遅れを可能な限り早期に発見するための乳幼児健康診査や子育て支援など母子保健活動の充実に努めます。
- 各年代に応じた健康診査や各種検診の充実と受診率の向上を図り、脳卒中、心臓病、がんなどの生活習慣病をはじめとする疾病の早期発見に努めます。
また、健康教育・相談やパンフレットなどの広報事業の実施により、生活習慣病等の予防などに関する正しい知識の普及に努めます。

(2) 適切な保健・医療

- 自宅で安心して医療を受けられるように、かかりつけ医の指示に基づく訪問看護の推進に努めます。
- 公費負担医療制度の適正な運営を図るなど特定疾病患者や医療が必要な障がいのある人などが安心して適切な医療を受けることができるよう努めます。
- 身体の障がいを除去・軽減するために必要な更生医療や育成医療の給付を行います。

- 障がいのある人の人権に配慮した適切な医療の提供が図られるよう努めます。

(3) 精神障がい者の退院促進

- 精神障がいのある人への相談体制や地域生活を支援するため、医療、保健、福祉、地域住民など連携した支援体制の構築に努めます。

7. 情報・コミュニケーション

(1) コミュニケーション支援の推進

- 障がい者が、地域の中で安心して生活していくためには、周囲の人との円滑なコミュニケーションが大切です。このため、手話通訳等により必要なコミュニケーション手段の確保に努めます。

第4章 成果目標の設定

本計画では、国の基本指針及び北海道の基本的な考え方を踏まえた上で、第6期計画の進捗状況や地域の実情を考慮し、令和8年度を目標年度とする成果目標を次のとおり設定します。

1. 施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

- ・ 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行
- ・ 令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減

【町の目標】

- ・ 令和4年度末の施設入所者数25人のうち、利用者個々の状況と意向を確認し、福祉施設と調整を図りながら、8.0%にあたる2人をグループホーム等の利用により、地域生活へ移行することを目標とします。
- ・ 令和4年度末の施設入所者数25人のうち、8.0%にあたる2人を施設入所者数の減少数とすることを目標とします。

項目	目標数	備考
地域生活移行者数	2人	令和4年度末時点の入所者数25人から2人をグループホーム等の地域生活へ移行(8.0%)
施設入所者数	23人	令和4年度末時点の入所者数25人から2人削減(8.0%減)

2. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（圏域等による整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ、運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- ・令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

【町の目標】

- ・地域生活支援拠点とは、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう様々な支援を提供するために、次の機能を備えたものをいいます。

- ①地域生活への移行、親元からの自立等に係る相談
- ②一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供
- ③緊急時の受入対応（ショートステイの利便性の確保等）
- ④人材の確保・養成・連携等による専門性の確保
- ⑤サービス拠点の整備及びコーディネーターの配置等による地域の体制づくり

本町ではこれまで、緊急時の受入対応や人材確保など、町独自での整備は困難であることから、圏域において地域支援体制の構築を推進することとしてきました。今後も、関係機関と協議しながら整備方針について検討していきます。

項 目	R5 年度 設置数	R8 年度 目標数	備 考
地域生活支援拠点等の整備	0箇所	1箇所	圏域での整備等を検討

3. 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

- ・ 令和8年度末までの一般就労への移行者数を、令和3年度実績の1.28倍以上
- ・ 就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型からの一般就労への移行者数を、それぞれ令和3年度実績の1.31倍以上、1.29倍以上、1.28倍以上
- ・ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上
- ・ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

【町の目標】

- ・ 本町の施設利用者における就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労定着支援事業の利用者は無く、また、就労継続支援B型事業の利用者も高齢化が進んでいることから、一般就労へ移行できる見込みは非常に厳しいものがあると考えますが、今後も福祉施設を利用する障がいのある人へ、福祉施設等を通じて、就労機会の斡旋と就労環境の整備・支援に努めていきます。

項 目	R5 年度 数 値	R8 年度 目 標 数	備 考
一般就労移行者数	0人	1人	福祉施設から一般就労する者の数
就労継続支援B型事業所の一般就労移行者数	0人	1人	就労継続支援B型事業を利用し、一般就労する者の数

4. 障がい児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置
- ・令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築
- ・各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定
- ・令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1箇所確保
- ・令和8年度末までに各都道府県、各圏域、各市町村において、医療的ケア児支援のために、保健、医療、障害福祉、保育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

【町の目標】

- ・本町においては、子ども発達支援センターを設置し、児童発達支援、放課後等デイサービス事業を実施し、障がいや発達に課題のある児童への支援に努めていますが、児童発達支援センター機能や保育所等訪問支援事業を実施していないことから、今後、体制の構築も含めて検討していきます。
- ・重症心身障害児及び医療的ケア児については、身近な地域で必要な支援を受けられる環境が必要ですが、本町の子ども発達支援センターで支援を受けることはできない状況にあることから、該当児童を把握した際に対応できるよう、圏域による協議の場の設置・参加することを目標とします。

項 目	R5 年度 数 値	R8 年度 目標数	備 考
児童発達支援センターの設置	0箇所	1箇所	町内での設置に取り組む
保育所等訪問支援事業を利用できる体制の構築	無	有	体制の構築に取り組む
重症心身障害児の児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	0箇所	1箇所	圏域による設置を目標
医療的ケア児支援の協議の場の設置	未設置	設置	圏域による設置を目標
医療的ケア児支援のコーディネーターの配置	0人	配置	圏域による配置を目標

5. 相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針】

- ・各市町村において総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センター*を設置する
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う

*本町では、令和4年度に基幹相談支援センターを設置しました。

【町の目標】

- ・基幹相談支援センターで総合的・専門的な相談支援を実施しており、引き続き相談支援体制の充実、課題の抽出、支援関係者へのフィードバック、課題解決のサイクルを充実させます。さらに、自立支援協議会において個別事例の検討を通じた地域におけるサービスに関する課題を抽出し、改善などの取組につなげるとともに、これらの取組を行うために必要な自立支援協議会の体制を確保します。

項 目	R5 年度 数 値	R8 年度 目 標 値	備 考
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施	1	2	
専門部会の実施	1	2	

6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国の基本指針】

- ・令和8年度末までに市町村において、障害福祉サービス等の質の向上を図るための体制の構築

【町の目標】

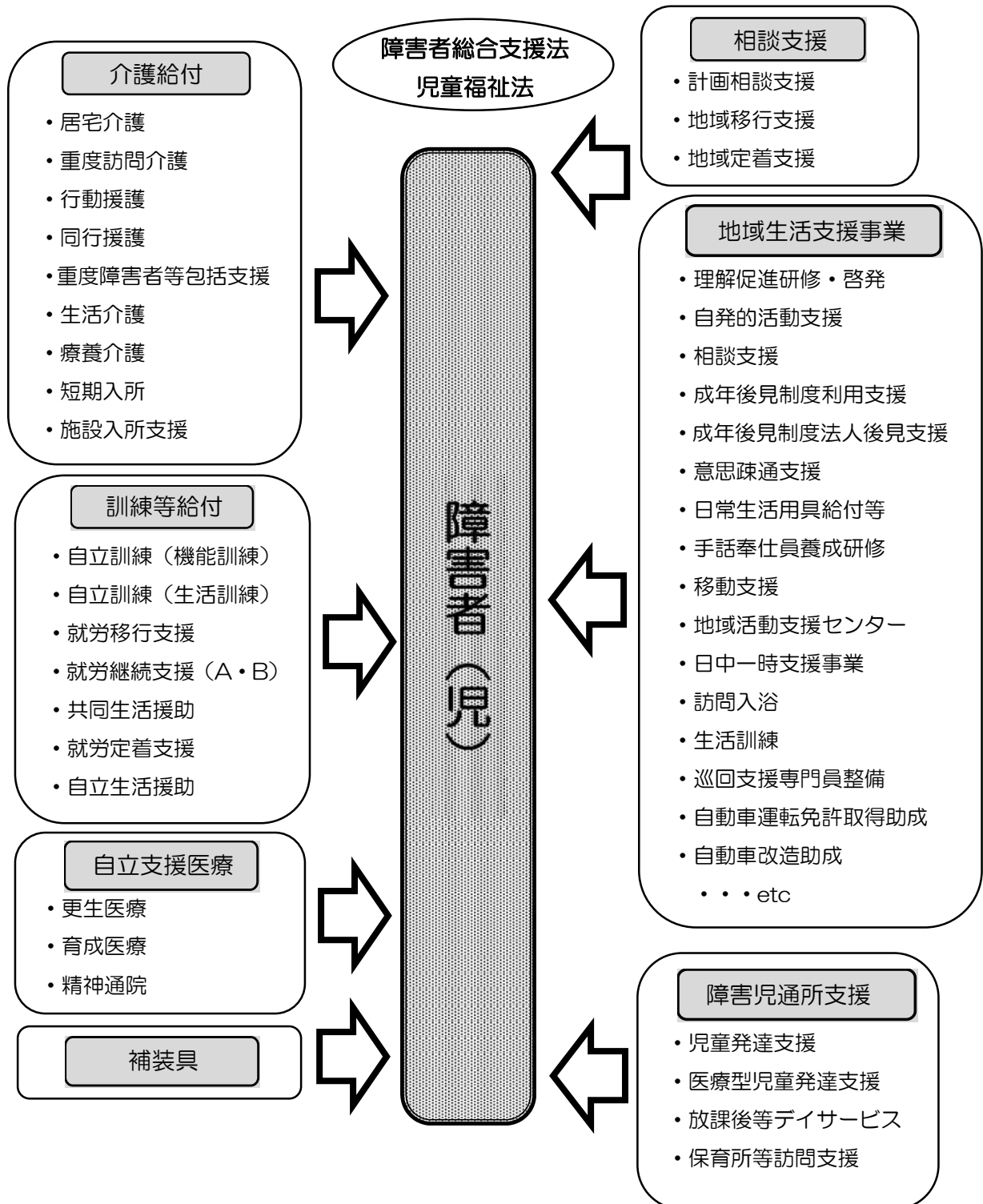
- ・障害福祉サービス等が多様化する中、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、都道府県等が実施する各種研修会等へ参加し、障害福祉サービス等の質の向上を図る体制づくりに努めていきます。

項 目	R5 年度 数 値	R8 年度 目 標 値	備 考
障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への町職員の参加人数	3人	5人	体制の構築に取り組む

第5章 障害福祉サービス等の実施

障害者総合支援法に基づき、本町の実情に応じた障害福祉サービス及び地域生活支援事業等が適切に提供されるよう、次のとおり実施していきます。

1. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の体系



【指定障害福祉サービスの概要】（参考 1）

	サービス種類	サービス内容
日中活動系	療養介護	医療を要する障がい者につき、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする障がい者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	自立訓練（機能訓練）	理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
	自立訓練（生活訓練）	入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。
	宿泊型自立訓練	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な障がい者のうち、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者につき、生産活動等の機会の提供、就労に必要な訓練等の支援を行います。
	就労継続支援（B型）	一般企業等で雇用されていた障がい者が、年齢や心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者等につき、生産活動等の機会の提供、就労に必要な訓練等の支援を行います。
	就労定着支援	就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
	短期入所	自宅で、介護を行う者が疾病等の場合などに、施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行います。
居住系	自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助を利用していた障がい者等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他必要な日常生活上の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所する障がい者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訪問系	居宅介護	自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介護を必要とする障がい者に、自宅で、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、その他の生活全般にわたる援助を総合的に行います。

サービス種類		サービス内容
訪問系	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において同行し、移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている障がい者等が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い障がい者に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います
相談支援	計画相談支援	障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。
	地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する者に対し、住居の確保、その他地域移行に向けた支援を行います。
	地域定着支援	自宅で単身生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。
障害児通所支援・相談支援	児童発達支援	児童発達支援センターなどの通所施設において、未就学の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。
	医療型児童発達支援	医療型児童発達支援センターや指定医療機関において、肢体不自由のある児童に対して児童発達支援及び治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターなどの通所施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に対して、その保育所等を訪問し、集団生活への適応訓練のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
	障害児相談支援	障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援を行います。

【自立支援医療制度の概要】（参考2）

○更生医療

身体障がい者で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に効果が期待できるものに対して提供される、更生のために必要な医療の給付を行います。

○育成医療

身体に障がいのある児童に対し、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行います。

○精神通院医療

精神疾患（てんかんを含む）で、通院による精神医療を続ける必要がある病状の方に、通院医療にかかる医療費の一部を負担します。

【地域生活支援事業の概要】（参考3）

事業名	事業の内容
理解促進研修・啓発事業	障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行ない、地域社会への働きかけを強化します。
自発的活動支援事業	障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。
相談支援事業	障がい者やその保護者等からの相談に応じ、必要な情報提供等や権利擁護のために必要な支援を行います。また、地域の相談支援体制やネットワークの構築を行います。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、利用支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保する体制を整えるとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障のある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記等を行う者の派遣等を行います。
日常生活用具給付等事業	障がい者等に、自立生活支援用具等日常生活上の便宜をはかるための用具（日常生活用具）の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者等に、外出のための支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。
地域活動支援センター機能強化事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う地域活動支援センターの機能を強化し、在宅障がい者に対し機能訓練や社会適応訓練等を行います。
任意事業	その他、地域の実情に応じて、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう必要な事業を行います。 ※日中一時支援事業 など

【補装具の支給】（参考4）

障がい者の失われた身体機能を補い、又は代替し、かつ、長期間に渡り継続して使用される用具（補装具）の購入費や修理費を支給します。

2. 障害福祉サービス等の見込量

本計画における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス及び地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービスの見込量を、第6期計画期間中の利用実績やアンケート調査等を勘案して、令和6年度から令和10年度までの各年度における見込量を設定し、その確保に努めていきます。

【障害福祉サービス】

《日中活動系サービス》

区 分	単 位	4年度	6年度～10年度見込
療養介護	利用者数(人)	2人	2人
生活介護	利用者数(人)	26人	26人
	延べ利用量(人日/月)	507人日	572人日
自立訓練(機能訓練)	利用者数(人)	0人	0人
	延べ利用量(人日/月)	0人日	0人日
自立訓練(生活訓練)	利用者数(人)	0人	0人
	延べ利用量(人日/月)	0人日	0人日
宿泊型自立訓練	利用者数(人)	0人	0人
	延べ利用量(人日/月)	0人日	0人日
就労移行支援	利用者数(人)	0人	0人
	延べ利用量(人日/月)	0人日	0人日
就労継続支援(A型)	利用者数(人)	0人	0人
	延べ利用量(人日/月)	0人日	0人日
就労継続支援(B型)	利用者数(人)	19人	18人
	延べ利用量(人日/月)	310人日	396人日
就労定着支援	利用者数(人)	0人	0人
短期入所(福祉型)	利用者数(人)	2人	1人
	延べ利用量(人日/月)	4人日	10人日
短期入所(医療型)	利用者数(人)	0人	0人
	延べ利用量(人日/月)	0人日	0人日

《居住系サービス》

区 分	単 位	4年度	6年度～10年度見込
自立生活援助	利用者数(人)	0人	0人
共同生活援助	利用者数(人)	18人	19人
施設入所支援	利用者数(人)	26人	25人

《訪問系サービス》

区 分	単 位	4年度	6年度～10年度見込
居宅介護	利用者数(人)	0人	0人
	延べ利用量(人日/月)	0人日	0人日
重度訪問介護	利用者数(人)	0人	0人
	延べ利用量(人日/月)	0人日	0人日
同行援護	利用者数(人)	0人	0人
	延べ利用量(人日/月)	0人日	0人日
行動援護	利用者数(人)	0人	0人
	延べ利用量(人日/月)	0人日	0人日
重度障害者等包括支援	利用者数(人)	0人	0人
	延べ利用量(人日/月)	0人日	0人日

《相談支援》

区 分	単 位	4年度	6年度～10年度見込
計画相談支援	利用者数(人)	53人	53人
地域移行支援	利用者数(人)	0人	0人
地域定着支援	利用者数(人)	1人	1人

《障害児通所支援》

区 分	単 位	4年度	6年度～10年度見込
児童発達支援	利用者数(人)	5人	6人
	延べ利用量(人日/月)	12人日	36人日
医療型児童発達支援	利用者数(人)	0人	0人
	延べ利用量(人日/月)	0人日	0人日
放課後等デイサービス	利用者数(人)	18人	18人
	延べ利用量(人日/月)	14人日	108人日
保育所等訪問支援	利用者数(人)	0人	0人
	延べ利用量(人日/月)	0人日	0人日
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人)	0人	0人
	延べ利用量(人日/月)	0人日	0人日
福祉型障害児入所施設	利用者数(人)	0人	0人
医療型障害児入所施設	利用者数(人)	0人	0人

【地域生活支援事業】

区 分	単 位	4年度	6年度～10年度見込
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無
(2) 自発的活動支援事業	実施の有無	無	無
(3) 相談支援事業			
①障害者相談支援事業	実施箇所数	1箇所	1箇所
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有
②基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有
③住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無
(4) 成年後見制度利用支援事業	実利用者数	1人	1人

区 分	単 位	4年度	6年度～10年度見込
(5) 成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有
(6) 意思疎通支援事業			
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数	0人	0人
②手話通訳者設置事業	実設置者数	0人	0人
(7) 日常生活用具給付等事業			
①介護・訓練支援用具	件数	0件	1件
②自立生活支援用具	件数	0件	1件
③在宅療養等支援用具	件数	1件	1件
④情報・意思疎通支援用具	件数	1件	2件
⑤排泄管理支援用具	件数	21件	24件
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件数	0件	1件
(8) 手話奉仕員養成研修事業	登録者数	0人	0人
(9) 移動支援事業	実利用者数	2人	3人
	延べ利用時間数	38時間	50時間
(10) 地域活動支援センター			
①自市町村所在分	実施箇所数	1箇所	1箇所
	実利用者数	0人	0人
②他市町村所在分	実施箇所数	0箇所	0箇所
	実利用者数	0人	0人

第6章 計画の推進に向けて

1. 制度の周知

障がいのある人が必要とするサービスが受けられるよう、障害福祉サービス等の制度について、サービス利用者、サービス提供事業所、福祉関係団体等に周知し、円滑な事業の実施及びサービスの適切な利用を促進します。

2. 人材の確保・質の向上

(1) 専門職員の確保

障がいのある人が安心して生活を営むことができるよう各種サービスの充実を図るためには、施設や制度の整備だけでなく、専門職の確保が重要となることから、各種助成制度を制定し、町における人材の確保、職員への研修参加促進のほか、事業所においても人材の確保や資質の向上が図られるよう、情報交換、協力・支援を行う等連携し、取り組んでいきます。

(2) 職員等の資質の向上

複雑・多様化しつつあるニーズに対し、柔軟に対応できる体制を整備するため、各種研修会等へ積極的に参加し、障害福祉サービス等の質の向上を図るとともに、行政職員の障がいのある人への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

(3) 関係部局等との連携・協働

障がい者施策は、保健・医療・福祉・教育・労働・生活環境等多くの分野にまたがっているため、福祉の枠を超えて、各関係部局等と連携・協働し、総合的な取り組みを推進します。

3. 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、平取町地域自立支援協議会において、各年度における障害福祉サービス等の利用や地域生活支援事業等の進捗状況について、点検・評価を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて計画の変更や事業の見直しを行います。